

[事案 2022-6] 新契約無効請求

・令和5年3月1日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年3月に父が契約した生存給付保険（契約①）、平成29年2月に契約した生存給付保険2件（契約②③）について、以下等の理由により、契約①②③を無効として、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 契約時、父は高齢で判断能力が低下しており、契約内容を十分理解しないまま契約させられた。
- (2) 契約①②③の保険料は、合わせて月々約100万円であり、年金や家賃収入があったものの、高額な保険料を生涯にわたり支払い続けることはできない。
- (3) 契約時、同居の家族がいるにもかかわらず、同席を求められなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申込みに至るまでに複数回自宅を訪問し提案しており、契約者は、保険内容を十分理解したうえで申込みをしている。
- (2) 本契約は、契約者からの要望に沿って、二次相続対策として提案したものであり、家賃等の不動産収入を充てて保険料の支払いはできるとのことであった。
- (3) 「高齢者募集ガイドライン」にもとづき、契約内容を理解しているかどうかを確認する契約確認コールを行っており、その結果に問題はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約②③は、二次相続対策としての提案であったにもかかわらず、取扱報告書における契約者の収入状況に不合理な点があるなど、募集人による資産や収入の状況の把握が十分であったとはいえない。
- (2) 募集人は、相続対策としてどの程度の保険が必要であったのか、契約者が死亡後も保険料を支払い続けることができ、二次相続対策として有効かどうかについて考えていないように思われ、募集人の提案内容に問題があった。
- (3) 保険会社は、契約確認コールを行っているが、確認コールの結果に問題がなかったとしても、必ずしも契約者の理解が十分であることを確認できたということとはできず、契約者の理解が不十分であった可能性も否定できない。